

事業者協力型広域自家用有償旅客運送調査検討業務委託公募型プロポーザル実施説明書

奈良県が調達する役務に係る公募型プロポーザルについては、関係法令に定めるもののほか、この実施説明書によるものとします。

公募型プロポーザルに参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、参加しなければなりません。この場合において、当該実施説明書等に疑義のある場合は、2に掲げる担当部署の説明を求めることができます。

1 公募型プロポーザルに付する調達の内容

(1) 入札物件名

事業者協力型広域自家用有償旅客運送調査検討業務委託

(2) 内容

- ・地域の特性に応じた新たな交通サービスの設計
- ・地域の特性に応じた新たな交通サービスの事業計画策定
- ・自家用有償旅客運送ドライバー確保にむけた「ドライバー人材バンク」の整備
- ・関連システムの構築
- ・運行開始に向けた各種準備
- ・効果検証及び奈良県モデルの総括整理

(3) 期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 選定方法

公募型プロポーザル

(6) 委託上限額

総額 64,200,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とします。）

2 担当部署及び契約条項を示す場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部リニア・地域交通課公共交通計画係

電話番号 0742-27-8939（ダイヤルイン）

FAX 番号 0742-27-3511

3 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独の法人又は代表者と構成員から構成される複数の企業による連合体（以下「法人等」という。）であることとし、法人等は次に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当する者が、この公募型プロポーザルに参加することができます。（ただし、連合体の構成員が単独で又は他の連合体の構成員として参加していないこと。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期

間中でない者であること。

- (3) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目の大分類「Q役務の提供」、中分類「2電算業務」、又は大分類「Q役務の提供」、中分類「4検査・分析・調査業務」に登録をしている者であること。（ただし、参加意向申出書提出時点において登録が認められていれば可とします。）

なお、新たに参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (4) 過去5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）において、国、地方公共団体又は民間企業等と本件業務と同類業務（公共交通に関する検討又は運行に関する業務）の履行実績を有する者であること。

4 参加意向申出書の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する法人等は、次に掲げる必要書類を提出してください。

なお、公募型プロポーザルに参加する法人等は、委託先候補者選定の日の前日までの間において、提出された書類について、県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければなりません。

- (1) 提出書類（以下、「参加意向申出書等」という。）

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 連合体委任状（様式2）

ウ 連合体一覧表（様式3）

エ 連合体協定書（様式4）

オ 会社の概要に関する書類

設立年月日、所在地、事業内容等が分かるもの。パンフレット可。

カ 業務実績（様式5）

過去5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）において、国、地方公共団体又は民間企業等と本件業務と同類業務（公共交通に関する検討又は運行に関する業務）の履行実績を証するもの【契約書（写）】を添付してください。

キ 業務実績（業務遂行能力に関する事項）（様式7）

ク 結果通知用封筒一式

参加資格審査結果通知書の送付先を明記し、簡易書留郵便相当分の切手を貼付したものを添付してください。

なお、イ～エについては、連合体に該当しない場合の提出は不要です。

- (2) 提出方法

持参又は郵送とします。

なお、郵送による場合は、書留郵便のほか、簡易書留とし、手渡したことが証明される方法に限ります。また、封筒に「事業者協力型広域自家用有償旅客運送調査検討業務委託参加意向申出書等在中」と朱書してください。

(3) 提出期限及び場所

日時 令和8年5月13日(水) 午後5時(日曜日、土曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。))に限ります。

場所 2に同じ

(4) 提出部数

各1部

(5) 作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とします。

(6) 提出された参加意向申出書等は、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

(7) 提出された参加意向申出書等は、返却しません。

5 仕様書等に関する質問

仕様書及び評価基準に関する質問については、FAXにより質問票(様式6)を提出してください。

ア 提出期限

日時 令和8年4月30日(木) 午後5時

提出時には、2に示す場所まで電話連絡をしてください。

期限までに、提出のない場合は、回答できません。

なお、質問は、精査のうえ簡潔に記入し、まとめて提出してください。

イ 質問に対する回答

令和8年5月8日(金)までに、奈良県県土マネジメント部リニア・地域交通課のホームページに掲載します。

6 提案書の作成及び提出

本委託事業に関する仕様書に基づき、下記による必要書類等を作成し、提出してください。

(1) 提出書類

①企画提案書(様式8)

様式に沿って、必要事項を記載してください。

②業務実施方針(様式9)

③業務実施体制(様式10)

④業務スケジュール(様式11)

⑤地域特性に応じた新たな交通サービスの設計及び導入について(様式12)

⑥関連システムの構築について(様式13)

⑦効果検証について(様式14)

⑧合意形成及び運行体制構築に向けた支援について(様式15)

⑨仕様書記載内容以外の独自提案について(様式16)

独自提案ができる場合のみ提出してください。

⑩経費見積書(任意様式)

委託業務に係る経費の金額とその内訳及び積算根拠を日本円で明記してください。消費税等は最後に一括計上してください。

※上記①～⑨の規格はA4片面とし、注意書きに沿って記載してください。

(2) 提案書の提出方法

持参又は郵送とします。

なお、郵送による場合は、書留郵便のほか、簡易書留とし、手渡したことが証明される方法に限ります。

(3) 提案書の提出期限及び場所

・直接持参する場合

令和8年6月10日（水）の午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）に限ります。）に、2に示す場所に提出してください。

・郵便により提出する場合

書留郵便のほか、簡易書留とし、手渡したことが証明される方法に限り、令和8年6月10日（水）の午後5時までに2に示す場所に到着するようにしてください。

(4) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

正本については、①～⑩を一式のものとしてファイルしてください。

副本については、②～⑩を一式のものとしてファイルし、企業名、所在地、連絡先、ロゴマーク等を削除するなど、提案をする法人等が類推できないようにしてください。

(5) その他

①作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とします。

②提出された提案書は、選定審査以外に参加者に無断で使用しません。

③提出された提案書は、返却しません。

④参加者は、その提出した提案書については、引き換え、変更又は取り消すことはできません。

⑤提案書を提出期限までに提出しなかった者は、公募型プロポーザルに参加できません。

⑥参加意向申出書等提出後に、提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

7 提案書提出者の選定及び通知

①選定について

提出された参加意向申出書等により参加資格を確認します。

②通知について

参加意向申出書等を提出した者に対して、①により選定された場合は「提案書提出依頼書」により提案書の提出を依頼します。また、①により選定されなかった場合は「非選定通知書」により通知します。

③非選定理由の説明申請について

非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

8 提案書の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

企画提案書等の評価は、選定委員会により、「事業者協力型広域自家用有償旅客運送調査検討業務委託」企画提案書評価基準に基づき審査を行い、各委員の採点結果を合計した点数が提案者の得点とし、最も高い提案者を事業候補者とします。ただし、合計点数が6割未満の場合は特定しないこととします。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

プレゼンテーション及びヒアリング審査は6月中旬頃に奈良市内の会議室で実施します（実施案内については別途応募者に通知します。）。なお、プレゼンテーションは、機材（パソコンやプロジェクター）を使用せず、事前に提出した企画提案書により説明をすることとします。

※自然災害等による社会情勢の変動を踏まえ、プレゼンテーションを取りやめ、書面による審査に切り替える場合があります。

(3) 失格事由

①「3 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格」に示した資格が備わっていないとき

②提出書類の提出期限を過ぎたとき

③本提案に対して、自己での提案のほか、連合体の構成企業として提案するなど、二以上の提案をしたとき

④本提案に対して、自己のほか、他の代理人を兼ねて提案したとき

⑤本提案に対して、複数の連合体に参加するなど、二以上の代理人をしたとき

⑥経費見積書の金額、住所、代表者名、印影もしくは重要な文書の誤脱があったとき、金額を訂正した経費見積書を提出したとき、その他提出書類に虚偽又は不正があったとき

⑦提示した事項及び提案に関する条件に違反したとき

⑧その他不正な行為があったとき

※代理人とは、連合体で参加する場合の代表企業を指します。

(4) 審査結果

採否に関わらず、提案を行った法人（連合体の場合は代表企業）に対して選定結果を通知します。なお、選定結果について、事業候補者名及び提案者ごとの評価点を閲覧により公表するものとしますが、企画提案者については、事業候補者以外公表しません。

9 契約の締結

(1) 契約方法等

「8 提案書の審査及び結果の発表の(1)」により選定された委託先候補者と業務の履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合、委託先候補者から再度見積書を徴収し、見積書の内容を精査したうえで、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に基づき、随意契約による委託契約を締結します。なお、審査の結果を踏まえて、提案内容の変更を求めることがあります。

ただし、審査結果を通知した日から40日以内に協議が整わない場合は、次点者とあらためて協議を行うこととします。

(2) 契約書

受託者として特定された者に対して別途作成・提示します。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 公募型プロポーザル参加及び契約に要する費用

本件に要する一切の費用は、参加者の負担とします。

また、契約書の作成に要する一切の費用は、受託者の負担とします。

(3) 目的外使用の禁止

この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた公募型プロポーザル関連の文書を、第三者に漏らしたり、契約等以外の目的に使用してはいけません。

(4) 本県に関して提出される書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属することとします。